

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令の概要

育児や就業等の事情により決まった日時に職業訓練を受講することが困難な者が職業訓練を受けやすくするため、認定職業訓練の実践コースにおいて、eラーニングコース(実施日が特定されていない科目を含む職業訓練をいう。以下同じ。)を実施すること等を可能とする。

eラーニングコース以外の実践コース

訓練の認定基準

- (1) 訓練の対象者
特定求職者であって公共職業安定所長の指示をうけたもの等(特定求職者等)であること。
- (2) 訓練期間及び訓練時間
訓練期間は原則として3月以上6月以下、訓練時間は原則として月100時間以上かつ1日当たり5時間以上6時間以下であること。
- (3) 欠格の基準となる就職率 35%

認定職業訓練実施奨励金の支給基準

- (1) 受講要件
訓練実施日の8割以上とする。
- (2) 28日未満の支給単位期間
訓練実施日数に日額単価を乗じた額等の奨励金を支給する。
- (3) 付加奨励金の支給基準
就職率が35%以上60%未満 修了者1人当たり月1万円
就職率が60%以上 修了者1人当たり月2万円



eラーニングコース

育児中など特に配慮を必要とする特定求職者等であって、厚生労働省人材開発統括官が定めるもの(※)であること。

(※)①育児・介護中の者、②通所可能な範囲に訓練実施機関がない者、③在職中の者等、特に配慮を必要とする者(対象者については、業務取扱要領において規定。③は令和4年度末までの暫定措置)。

訓練期間は2月以上6月以下、訓練時間は月80時間以上(令和4年度末までは月60時間以上)であること。

(注)eラーニングコースではない実践コースについても、育児・介護中等の特定求職者等については、訓練期間を2月以上6月以下とする。

訓練期間が2月以上3月未満又は訓練時間が月60時間以上80時間未満であるものに限り、
欠格の基準となる就職率 30%

(注)令和4年度末までの暫定措置。

訓練実施機関が定める時間数の8割以上とする。

土日祝日を除いた支給単位期間の日数に日額単価を乗じた額等の奨励金を支給する。

訓練期間が2月以上3月未満又は訓練時間が月60時間以上80時間未満であるものに限り、
就職率が30%以上55%未満 修了者1人当たり月1万円
就職率が55%以上 修了者1人当たり月2万円

(注)付加奨励金の支給基準については、令和4年度末までの暫定措置。